

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
鳥取社会保険事務局業務管理室借り上げ	支出負担行為担当官 鳥取社会保険事務局長 厚生労働事務官 樋渡 徹 鳥取県鳥取市西町1-210	平成21年4月1日	八幡東栄エステート株式会社 鳥取県鳥取市秋里338	近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	8,739,000	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官 鳥根社会保険事務局長 鍛冶場 慎二 松江市向島町134番地10	平成21年4月1日	中国電力株式会社 広島市中区小町4番33号	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,672,360)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(口)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 鳥根社会保険事務局長 鍛冶場 慎二 松江市向島町134番地10	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	鳥根社会保険事務局等においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	12,379,817	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
鳥根社会保険事務局事務センター庁舎等借り上げ	支出負担行為担当官 鳥根社会保険事務局長 鍛冶場 慎二 松江市向島町134番地10	平成21年4月1日	財団法人くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	7,684,263	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官 岡山社会保険事務局長 厚生労働事務官 杉山昇 岡山市北区中山下1-8-45	平成21年4月1日	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(3,139,982)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(口)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 岡山社会保険事務局長 厚生労働事務官 杉山昇 岡山市北区中山下1-8-45	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項 地方社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため。	-	34,470,953	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
岡山社会保険事務局事務センター庁舎の賃貸借(共同事務センター)	契約担当官 岡山社会保険事務局長 厚生労働事務官 杉山昇 岡山市北区中山下1-8-45	平成21年4月1日	丸田産業株式会社 岡山県岡山市北区本町6-36	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	13,226,841	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
岡山年金相談センター庁舎の賃貸借	契約担当官 岡山社会保険事務局長 厚生労働事務官 杉山昇 岡山市北区中山下1-8-45	平成21年4月1日	丸田産業株式会社 岡山県岡山市北区本町6-36	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	14,534,100	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電話料金	契約担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	—	(2,033,510)	—	—	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	—	(3,157,433)	—	—	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局から被保険者等へ送付する文書等は信書であるため、唯一信書の配達業務を行っている日本郵政公社に委託しているもので、特定の相手しか契約ができず競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約をします。	—	29,449,179	—	—	郵便事業株式会社唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
広島社会保険事務局共同事務センター庁舎借料	支出負担行為担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	17,798,220	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
広島年金相談センター及び駐車場の賃貸借	支出負担行為担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	株式会社竹中工務店 大阪府大阪市中央区本町4丁目1番13号 明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	12,804,444	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
福山年金相談センター庁舎借料	支出負担行為担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	住友信託銀行 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	6,925,905	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
呉社会保険事務所東広島分室庁舎借料	支出負担行為担当官広島社会保険事務局長厚生労働事務官屋敷次郎 広島県広島市中区鉄砲町8-18	平成21年4月1日	株式会社栄町ビル 広島県東広島市西条栄町10番27号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	5,627,673	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料	山口社会保険事務局 契約担当官 山上 義雄 山口県山口市大内矢田8-14-1	平成21年4月1日	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4-33	長期継続契約のため。 会計法第29条の12に該当	—	(4,162,017)	—	—	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	山口社会保険事務局 契約担当 山口 義雄 山口県山口市大内矢田8 14-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 地方社会保険事務局及び社会保険事 務所(社会保険事務局事務所を含 む。)においては、被保険者や受給者 等へ信書を送付することがあり、この場 合、唯一信書の発送業務を行っている 郵便事業株式会社と契約し、送付業務 を委託しているものである。そのため、 当該契約は特定の相手としか契約する ことができず、契約の性質が競争を許 さないため。	-	26,002,718	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定めら れているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
山口社会保険事務局庁 舎借り上げ	山口社会保険事務局 支出負担行為担当 山口 義雄 山口県山口市大内矢田8 14-1	平成21年4月1日	西中国信用金庫 下関市細江町1- 1-8	物件所有者と継続して契約することが 業務の運営上必要であり、契約の性質 上、他と競争許さないため。 会計法第29条の3第4項及び会計令 第102条の4第3号に該当	-	15,834,420	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
防府年金相談センター 庁舎借り上げ	山口社会保険事務局 支出負担行為担当 山口 義雄 山口県山口市大内矢田8 14-1	平成21年4月1日	株式会社 アイ デオ 広島県広島市中 区基町13番13号	物件所有者と継続して契約することが 業務の運営上必要であり、契約の性質 上、他と競争許さないため。 会計法第29条の3第4項及び会計令 第102条の4第3号に該当	-	3,869,208	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
庁舎電気使用料	契約担当 林 繁治 徳島社会保険事務局 徳島市南田宮2-6-25	平成21年4月1日	四国電力株式会 社 香川県高松市丸 ノ内2-5	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(2,180,576)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当 林 繁治 徳島社会保険事務局 徳島市南田宮2-6-25	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社 東京都台東区 蔵前1-3-25	徳島社会保険事務局及び管下社会保 険事務所(社会保険事務局事務所を含 む。)においては、被保険者や受給者 等へ信書を送付することがあり、この場 合、唯一、信書の発送業務を行ってい る日本郵政公社と契約し、送付業務を 委託しているものである。そのため、当 該契約は、特定の相手としか契約する ことができず、契約の性質が競争を許 さないため、会計法第29条の3第4項の 規定に基づき随意契約するものであ る。	-	13,621,822	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定めら れているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
管内社会保険事務所電 気料金	契約担当 香川社会保険事務局長 厚生労働事務官 野呂 剛 高松市寿町2-1-1	平成21年4月1日	四国電力株式会 社 香川県高松市丸 ノ内2-5	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,755,096)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当 香川社会保険事務局長 厚生労働事務官 野呂 剛 高松市寿町2-1-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社 東京都台東区 蔵前1-3-25	根拠条文:会計法第29条の3第4項 理由:香川社会保険事務局及び管内社 会保険事務所において、被保険者や受 給者等への信書を送付する場合、唯 一、信書の発送業務を行っている郵便 事業株式会社へ業務委託するもので ある。このため契約の性質が競争を許 さないため。	-	17,097,995	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定めら れているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
香川社会保険事務局事 務室借料	支出負担行為担当 香川社会保険事務局長 厚生労働事務官 野呂 剛 高松市寿町2-1-1	平成21年4月1日	株式会社第一ビ ルディング 東京都中央区晴 海1-8-10	根拠条文:会計法第29条の3第4項 理由:近隣物件と賃貸条件を比較調査 したが、位置・環境・借料等、総合的に 最適な物件と判断した。このため、契約 の性質が競争を許さないため。	-	17,708,004	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
香川社会保険事務局事務センター(業務管理室管理係)事務室借料	支出負担行為担当官 香川社会保険事務局長 厚生労働事務官 野呂剛 高松市寿町2-1-1	平成21年4月1日	丸点通運株式会社 高松市朝日町5-15-1	根拠条文:会計法第29条の3第4項 理由:近隣物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等、総合的に最適の物件と判断した。このため、契約の性質が競争を許さないため。	-	3,878,280	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官 愛媛社会保険事務局長 松本藏彦 愛媛県松山市一番町1-9-15	平成21年4月1日	四国電力株式会社 香川県高松市丸ノ内2-5	会計法第29条の12 長期継続契約であり、県内に一般家庭、事務所等に電力を供給できる業者は、当該業者しかないため。	-	(1,975,876)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 愛媛社会保険事務局長 松本藏彦 愛媛県松山市一番町1-9-15	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	厚生年金等適用事業所、被保険者及び受給者等へ信書の郵送業務であり、信書の郵送業務を唯一行っている郵便事業株式会社と契約しているものである。契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	14,460,544	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
庁舎電気使用料	契約担当官 高知社会保険事務局長 樊田 隆志 高知市本町4-2-40	平成21年4月1日	四国電力株式会社 香川県高松市丸の内2番5号	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,403,007)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 高知社会保険事務局長 樊田 隆志 高知市本町4-2-40	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約	-	13,048,705	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
事務局共同事務センター庁舎賃貸借	支出負担行為担当官 高知社会保険事務局長 樊田 隆志 高知市本町4-2-40	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適の貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	9,975,852	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
管内社会保険事務所電話料金	契約担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺幹司 福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-21	平成21年4月1日	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2 長期継続契約のため	-	(4,250,065)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
管内社会保険事務所電力料金	契約担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺幹司 福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-21	平成21年4月1日	九州電力株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2 長期継続契約のため	-	(7,487,107)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	支出負担行為担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺 幹司 福岡県福岡市博多区博多 駅前3-25-21	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている日本郵政公社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、随意契約するものである。	-	81,564,570	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
東福岡社会保険事務所駐車場の賃貸借	契約担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺 幹司 福岡県福岡市博多区博多 駅前3-25-21	平成21年4月1日	株式会社大井不動産 福岡県福岡市南区 高宮3-9-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 近隣駐車場と賃貸条件等を比較調査し総合的に判断したところ、物件所有者と継続して契約することが施設運営上必要であり、契約の性質上特定の相手としか契約することができないため。	-	1,420,200	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
福岡社会保険事務局事務センターの庁舎借上げ	支出負担行為担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺 幹司 福岡県福岡市博多区博多 駅前3-25-21	平成21年4月1日	オークレトリアル ティ合同会社 東京都港区虎ノ 門3-18-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 近隣物件と賃貸条件等を比較調査し、総合的に判断したところ、物件所有者と継続して契約することが施設運営上必要であり、契約の性質上特定の相手としか契約することができないため。	-	39,088,602	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
八幡社会保険事務所管理北九州年金相談センターの庁舎借上げ	支出負担行為担当官 福岡社会保険事務局長 厚生労働事務官 渡辺 幹司 福岡県福岡市博多区博多 駅前3-25-21	平成21年4月1日	ダイヤリックス株 式会社九州支社 福岡県北九州市 八幡西区西曲里 町2-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 近隣物件と賃貸条件等を比較調査し、総合的に判断したところ、物件所有者と継続して契約することが施設運営上必要であり、契約の性質上特定の相手としか契約することができないため。	-	9,988,035	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
郵便事業	契約担当官 佐賀社会保険事務局長 山崎伸正 佐賀市駅前中央1-6-25	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法29条3第4項 社会保険事務局・事務所より発送する物は信書が多く、規格サイズも異なる。また、年度途中で規格サイズの変更もあり得る。信書便事業許可については、役務の内容により規格サイズが異なるが、全ての発送物について、信書便事業許可を受けていないといけないため。	-	14,289,081	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
佐賀社会保険事務局事務センター庁舎借上	支出負担行為担当官 佐賀社会保険事務局長 山崎伸正 佐賀市駅前中央1-6-25	平成21年4月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区晴 海1-8-10	会計法29条3第4項 他の建物に移転する場合は、発生する移転費用や、現状回復費用が必要となり継続借り上げすることが安価であり、現在の借料も妥当な額であるため。また、当該庁舎に必要な面積、レイアウトが確保できているため。	-	8,638,623	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 長崎社会保険事務局長 野上秀夫 長崎市興善町6-5	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 信書の発送については、郵政事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているので、競争を許さないため。	-	13,377,449	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)